

# リサイクル社会形成のための制度

## Legal System for the Promotion of Recycling

早崎 胖\*

Yutaka Hayasaki

### 1. 増加する膨大な廃棄物

日本全体の87年度に於ける資源の物質収支<sup>1)</sup>は、  
資源投入量(百万トン)

国内資源	1,358
輸入資源	481
輸入製品	61
合計	1,900 (100.0%)

資源消費・財生産量(百万トン)

消費エネルギー	359 (18.9%)
生産製品財	1,116 (58.7%)
輸入製品財	61 (3.2%)
排出廃棄物	447 (23.6%)
再生資源財	220 (11.6%)

と推定され、内外の膨大な量の資源を消費して、豊かな経済生活を維持しているが、その一方で膨大な量の廃棄物を排出・処分をしている。

廃棄物(固形)は、法律的に産業廃棄物(指定19種)と一般廃棄物に分けられるが、91年度<sup>2)</sup>の廃棄物の再生利用率は未だ低位にあり、最終処分量は合計1億トンを超えている。(単位:百万トン, %)

種類	排出量	再生利用量	最終処分量
産業	397.9	158.0(39)	91.0(23)
一般	52.0	3.1(6)	15.4(30)
合計	450.1	161.1(36)	106.4(24)

かかる最終廃棄物は、現在主に埋立により処分されているが、その埋立地容量の不足が近年極めて深刻化して来ている。

過去の廃棄物問題は、いわば『地球環境容量の許容範囲』の中に収まっていたため、表面的には『無償』で済み『経済概念の外』に在ると考えられて来た。しかし、活発な経済活動と引換えにあらゆる場面から膨

大な廃棄物が排出される時代とも成ると、環境容量の許容範囲を超えて自然の営みのみでは対応が取れなくなって来た。即ち、従来は埋立等の自然的『処分』で済んでいたのが、何等かの人工的『処理』を加え、『環境負荷』の低減を図る事が必要とされる時代に入ったと言える。所が、かかる人工的処理自体は、当然新たなエネルギーを消費し、新規のコストを要する事となる。従って、環境負荷低減と言う道義的観点と、新たなコスト発生と言う経済的観点とのバランスの中に、一つの新たな価値判断基準の確立が必要となる訳で、廃棄物問題は文字通りその『社会の文化』を現すと言われる所以である。

ここで、環境負荷の低減の指向方向としては、

- ①資源の保全の徹底
- ②廃棄物の処分から適正な処理への転換
- ③廃棄物の適切なりサイクルの実施

が基本的に挙げられる。

### 2. 日本の行政の対応

かかる環境負荷の低減、その中で特に、①廃棄物の処分から適正な処理への転換、②廃棄物の適切なりサイクルの実施を共通の目標として、日本の行政は廃棄物を処理する立場(厚生省、運輸省)、排出源を所管する立場(通産省、建設省、農林省)、環境問題を所管する立場(環境庁)等々から、種々のアプローチをして来た。そして、最近の環境基本計画の決定、容器包装リサイクル法の公布を経て、全体像がやっと具体的に現れて来たと言える。この間、各種の審議会・研究会等のシステムを活用して、消費者・事業者・行政、或は省庁間等の複雑な利害関係を調整しつつ、回り道をしながらここまで持ってきた関係者の努力は、一応多としなければなるまい。

#### 2.1 厚生省関連

##### 2.1.1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正

生活環境審議会による『今後の廃棄物対策の在り方

\* (株)ダイヤリサーチ 取締役, 調査コンサルティング部門  
〒105 東京都港区芝2-1-30

について』の答申(90年12月)を受けて、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(71年制定)を抜本的に改正して改正廃掃法を施行(92年7月)した。即ち、①廃棄物の排出抑制と再生利用促進による減量化、②消費者・事業者・行政の責務の強化、③廃棄物処理業者・処理施設の規制強化、④特別管理廃棄物制度の導入、⑤廃棄物処理施設の整備促進等を規定している。

#### 2.1.2 事業者による廃棄製品引取り及びリサイクル

『経済的手法の活用による廃棄物減量化』研究会による報告書(93年9月)は、①廃棄物の排出段階では排出量に応じた処理手数料を徴収、②製造・流通段階では廃棄製品の引取り及びリサイクルを含む処理を実施、③再生処理段階では一定の再生利用率達成の義務付けの3項目を、一体的総合システムとして導入する事を提言した。

#### 2.1.3 家電等4製品の指定一般廃棄物としての指定

改正廃掃法施行と平行して、プラスチック製品を含む19製品廃棄物の処理の困難性実態調査を進め、特に自治体から要望の強かった大型テレビ・大型冷蔵庫・スプリング入りマットレス・タイヤの4品目を、指定一般廃棄物(適正処理困難物)として指定(94年3月)し、95年3月から事業者が原則としてその回収責任を負う事と成った。

#### 2.1.4 包装廃棄物の回収・リサイクル

生活環境審議会による『廃棄物の減量化・再生利用の推進等について』の答申(94年10月)は、各種廃棄物の特性に応じた対策が必要であると提言をしている。特にこの内、包装廃棄物に就いては、①容積比で大都市部の可燃ごみの50～60%、不燃ごみの70%を占め、一般廃棄物の中で大きな比重を占めている、②素材的に大量かつ画一的に製造されており、本来再生利用が容易である、③従来から地方行政で行われている取組みを一層進め、全ての種類の包装廃棄物について全国的なシステム導入をするべき時期に来ている事等から、海外の状況も参考にしながら日本の実体に即した新システム構築を提案している。

即ちかかる新システムに於いては、包装容器内容物の製造・販売事業者は、廃棄物の潜在的排出者である事から一定の責任を分担する。但し、廃棄物の回収に就いては、製造・販売事業者自らが行うよりも、既に分別収集が相当普及している地方行政の現状システムの活用がはるかに効率的である事から、責任分担の具体的形態としては、包装廃棄物を地方行政が分別収集を行い、製造・販売業者がその引取りと可能な限りの

再生利用(又はこのための費用負担)を行うシステムを導入すべきであるとしている。

## 2.2 通産省関連

### 2.2.1 再生資源の利用の促進に関する法

産業構造審議会による『今後の廃棄物処理・再資源化対策の在り方』の答申(90年12月)を受けて、いわゆるリサイクル法が施行(91年10月)された。即ち、①再生資源の利用促進に関する基本方針、②消費者・事業者・行政の関係者間の責務、③事業者に対する個別の措置等が規定されており、特に対象とする特定業種・製品・副産物を指定して、各々の再生資源の利用を促進するものである。

特定業種には、製紙造業・ガラス容器製造業・建設業が指定され、再生資源の原材料としての利用促進が要請され、特に古紙・カレットには利用率の達成目標が設定された。第一種指定製品には、自動車・家電製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)及びニカド電池使用機器16品目が指定され、各製品製造業者に対して、その製品が廃棄された場合に部品が解体又は取外しやすく・リサイクルしやすい様に、事前に製品アセスメントを行う事を義務付けている。第二種指定製品には、飲料缶(スチール・アルミ)・ペットボトル(飲料・醤油・酒)・密閉型アルカリ電池(ニカド電池)が指定され、各製品製造業者に対して、分別回収が容易な様に、製品に使用材質の表示を行う事を義務付けている。指定副産物には、スラグ・石炭灰・建設廃材が指定され、品質等に留意して副産物利用が促進される事が要請されている。

尚、産業構造審議会の上記答申(90年12月)には、事業者のリサイクルへの取組の目標となるべき『品目別・業種別廃棄物処理・再資源化ガイドライン』が提示されている。これを受けて22品目・10業種に於いて、自主的に毎年リサイクルの進捗状況を点検して、必要に応じて施策の見直しを行っている。

### 2.2.2 省エネ・リサイクル支援法

正式には『エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法』と呼ばれる本法律は、事業者の省エネ及びリサイクルへの自主的取組みを支援する目的で制定(93年6月施行、10年の時限立法)された。関連する事業への進出・設備の導入・技術の開発を、資金面・税制面から支援しようとするものである。

### 2.2.3 リサイクルの事前評価(製品アセスメント)

産業構造審議会による『今後のわが国の廃棄物処理

・リサイクルシステムの在り方について』の答申（94年7月）は、事業者の廃棄物処理・リサイクル促進の過程での一層の責務の拡大を求めている。即ち事業者は、①製品の設計・製造に際し、製品の事前評価を行いリサイクル・廃棄物処理が困難にならない様にする、②事業活動に伴い生じる廃棄物を適正に処理をする、③保有する技術・設備等を活用して再生資源利用を積極的に行うと共に、自らが関係する使用済製品の行政による回収に協力する、④再生資源製品の積極的購入を行う等の責務を持つ事が期待されている。そして第

①項の事前評価に関しては、既にリサイクル法により自動車・家電製品等に課せられているものであるが、全製品事業者にこの考え方の拡大を求めている。

尚、かかる廃棄物処理・リサイクルに関する各種の政策の考え方は、下記の図-1の通り纏められる。

2.3 環境庁関連

2.3.1 環境基本計画

環境基本法（93年11月公布）に基づき、環境保全に関する政策の基本的考え方と長期的目標を示すと共に、施策の方向を明らかにする環境基本計画が94年12月閣

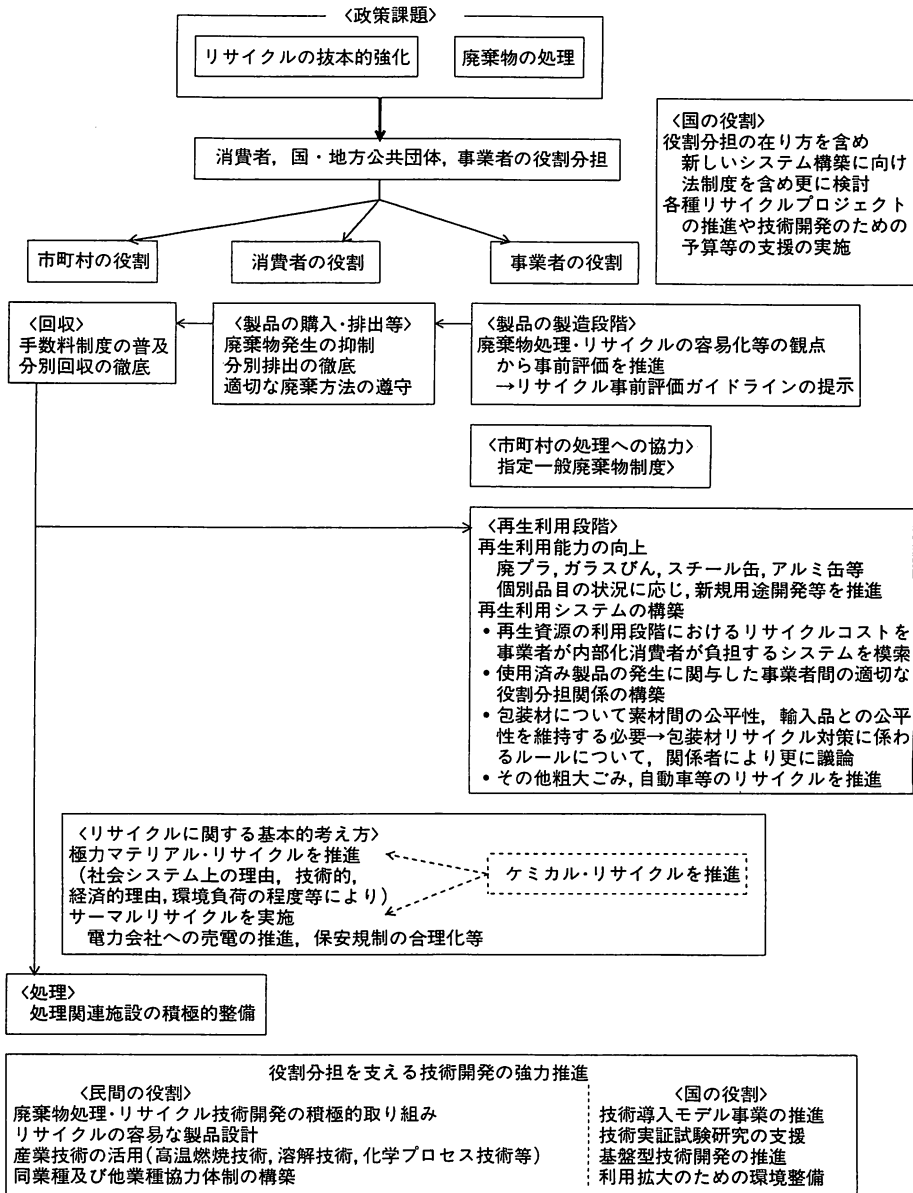


図-1 廃棄物処理・リサイクルの政策体系

議決定された。持続的に発展できる社会の構築を、長期的目標として置き、①環境への負荷の少ない『循環』を基調とする経済社会システムの実現、②自然と人間との『共生』の確保、③公平な役割分担の下で全ての主体の『参加』の実現、④『国際的取組み』の推進を目指している。そして特に、廃棄物処理・リサイクルに関しては、①廃棄物の発生抑制、②使用済製品の再使用の奨励、③回収品を原材料として利用するリサイクルを実施する事として、かかる対策が技術的に困難な場合或は環境負荷の点から適切でない場合に、環境保全に留意しつつ『エネルギーとしての利用』を推進する事としている。更に、消費者・事業者・行政の間での適切な『責任の分担』を行い、製品のライフサイクルを通して廃棄物の発生抑制・リサイクル推進の誘因が得られる様な『コストの負担』（経済社会システム構築）を進める事が必要としている。

### 3. 始動する容器包装リサイクル法

#### 3.1 制定の背景

正式名称は、『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』と言い、94年7月の産業構造審議会及び94年10月の生活環境審議会の両答申を織込み、更に95年4月の生活環境審議会の答申を受けて、95年6月に制定・公布されたものである。

即ち、①一般廃棄物排出量は、増加率は鈍化しているものの依然増加傾向にあり、一方最終処分場の新規確保は困難で、残余年数は都市部で4.8年（91年度）に過ぎず、リサイクルの一層の推進が必要とされる、②しかるに、一般廃棄物の中の資源ごみを分別収集している市町村数は約40%（93年度）あるが、再資源化率は約6%に過ぎず、海外諸国（ドイツ33%、アメリカ22%）に比して非常に低い、③特に包装廃棄物は一般廃棄物中の大きな比率を占め、一方その素材は本来再生利用を図りやすい事から、容器包装リサイクルシステムの早期実現は環境基本計画の大きな柱に位置付けられ、地方行政も早期の法制定を要望している、④既にドイツ・フランスに於いては、廃棄物処理に関して消費者・事業者・行政の間で責任を分かち合い、事業者に一定の役割を求めるシステムに変更しており、特に91年から実施されたドイツに於いては排出量の減量及び再生利用にかなりの成果を出しており、国際的にも世界の潮流に遅れを取れない時期にある等の理由から、本法の制定に進んだものである。

#### 3.2 法律の概要

本法は、リサイクルの対象とする容器包装を『特定容器』及び『特定包装』として指定し、これを利用及び製造する事業者に対して、その容器包装廃棄物を再生資源にする『再商品化』を義務付けると共に、消費者に対して特定容器及び特定包装を一般の家庭ごとと分別して排出し、行政に対してこれを分別して収集する事を求めている。再商品化は、事業者が独自に行う場合と『指定法人』に委託をする方法があるが、再商品化に要したコストは、商品価格に転嫁をする事を認めている。この結果、廃棄物になる容器包装を付した商品を購入する消費者は、それに応じた処理コストを負担する事（ある意味の汚染者負担の原則）により、事業者及び消費者に過剰包装の抑制とリサイクルしやすい容器包装の選択をせまり、廃棄物の発生の減量化に資する事を目的としている。

- (1) 消費者・行政・事業者の間の責任の分担：一般廃棄物処理に関して、行政（市町村）のみが責任を持つ従来のシステムを変更して、消費者・行政・事業者の3者がそれぞれ責任を分担する。即ち、消費者はごみの分別排出に協力、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を行い、事業者は市町村の分別収集した容器包装廃棄物の再商品化（リサイクル）を行う。
- (2) 対象となる容器包装：瓶・缶・紙・プラスチック製のもの等で、商品に付された全ての容器包装を言う。特に『包装』とは、小売店がトレイの包装に使うラップフィルムの如きものを言う。
- (3) 対象となる事業者：容器利用事業者と製造事業者及び包装利用事業者（全て輸入業者を含む）を言う。
- (4) 基本方針・再商品化計画及び分別収集計画の作成：主務大臣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する基本方針とそれに即した再商品化計画を作成し、市町村及び都道府県は、それ等を勘案した分別収集に関する計画及び促進計画を策定する。又市町村は、本計画に従って分別収集を行う。
- (5) 事業者の再商品化の義務量：①市町村の分別収集計画等から得られる分別収集見込み量に、前年度繰越分を加え、当年度の再商品化すべき義務総量を定める。②義務総量を、特定容器と特定包装別に配賦（排出量比率）する。③特定容器分を、業種別に配賦（排出量比率）する。④業種別分を、利用及び製造事業者別に配賦（容器を用いた商品及び容器自体の販売額比率）する。⑤利用事業者分を、個々の事業者別に配賦（排出量比率）する。（他の場合も同様のステップで算出

する)

- (6) 事業者の再商品化義務を果たす方法：下記図-2の3ルートを選択できる。即ち、①完全な自主回収・再商品化を行う場合は義務を免除、②再商品化を指定法人（再商品化業務を行えると認定し指定された民間の第三者機関）に委託、③再商品化を独自の再商品化事業者に委託の方法がある。
- (7) 再商品化費用の商品価格への反映：本法のシステムが構築されると、一般廃棄物の減量化による環境保全と資源の有効利用が進み、日本経済の健全な発展が

国民全てに及ぶものであるとの趣旨から、再商品化のコストは『市場メカニズム』を通じて国民全てが応分に負担する事が肝要で、行政は消費者に対し本法の内容の周知徹底とシステムへの協力依頼に最善を尽くす必要があるとされている。尚、再商品化のコストは、分別収集の進展に伴い下記表1・表2の通り試算されている。

(8) 施行時期：本法の公布は、95年6月16日であるが、施行時期は下記の通り逐次的である。

- ①基本方針・再商品化計画策定に関する規定等  
公布の日から6ヵ月以内（95年12月15日）
- ②分別収集計画等（地方行政）に関する規定等  
公布の日から1年以内（96年6月15日）
- ③事業者の再商品化義務に関する規定等  
公布の日から2年以内（97年4月1日）
- ④①～③に拘らず、主に紙・プラスチック製（ペットボトルを除く）の容器包装に関しては、公布の日から5年以内（2000年6月16日）

(再商品化義務の履行方法は選択可)

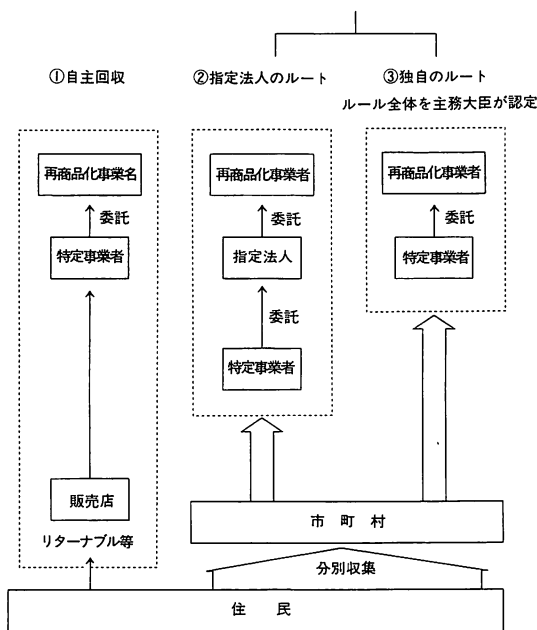


図-2 事業者の再商品化義務を果たす方法

表1 再商品化義務履行に必要なコスト（億円）

容器包装種別	初年度	4年目	分別収集率30%時
金属缶	0	0	0
ガラス瓶	15	19	22
飲料用紙容器	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0
段ボール箱	—	ほぼ0	ほぼ0
紙箱等	—	ほぼ0	58
PETボトル	4	7	28
その他プラスチック	—	44	943
合計	18	69	1,051

表2 再商品化義務履行に必要なコスト（単価）

(分別収集率30%時)

容器包装種別	リサイクル委託単価 (¥/g)	一本当たり単価 (¥/本)	前提容器仕様
金属缶	0	0	
ガラス瓶 (白)	0.00054	0.108	300ml×200g
ガラス瓶 (茶)	0.00084	0.168	300ml×200g
ガラス瓶 (その他)	0.0028	0.560	300ml×200g
飲料用紙容器	ほぼ0	ほぼ0	1L×30g
段ボール箱	ほぼ0	ほぼ0	1kg
紙箱等	0.0030	0.060	20g
2種PETボトル	0.0210	1.365	1.5L×65g
その他プラスチック	0.0260	0.114	4.4g

#### 4. 先行する海外（ドイツ）との対比

旧西ドイツは、従来から年間約300万トン余の都市ごみを排出し、しかも約2/3を埋立処理に頼っていたため、廃棄物の減量化と埋立地の確保は重大な課題であった。そのため、86年制定の廃棄物行政の基本となる『廃棄物法（廃棄物の発生防止・処理規制法）』をリサイクル強化の観点から全面的に見直す一方、個々の分野別規制の第1弾として、都市ごみの主要部分を占める包装廃棄物に関するリサイクル規制を、世界に先駆けて実施した。

##### 4.1 包装材リサイクル規制令

90年6月に先行して施行され、包装材事業者に対し包装廃棄物の回収・再利用の義務付けを行うもので、輸送用包装材（91年12月）、販売促進用包装材（92年4月）、商品販売用包装材（93年1月）の3段階に別けて逐次規制が進められた。包装素材別に目標とする回収率（最低80%）及び再利用率（最低80%）が年次別に設定され、95年7月以降は最低64%のマテリアルリサイクルが義務付けられている。従来の行政による都市ごみ収集網とは別建てに、事業者は独自の回収・再利用網を構築するため、90年9月にDSD（Duale System Deutschland）社を設立して一切の業務委託を行った。委託した事業者は、使用包装材の個数・容量に応じて規定手数料（プラスチック3.0、ガラス0.16マルク/kg等）をDSD社に支払い、これがDSD社の事業活動の原資となる一方、自社包装材に委託済の印として『Gruene Punkt』を付けている。有料である行政のごみ収集に比しDSD社収集は無料であるので、消費者の協力も得られて廃棄物回収そのものは順調であるが、プラスチックなどで再利用処理が追付かず、一時的に廃プラスチックの国外輸出による国際的係争も見られたが、全体的には包装材使用量及び廃棄物排出量の減量化が見られ、システムに対する一定の評価は定着して来ている。

##### 4.2 廃棄物リサイクル法

正式名称は、『リサイクル経済促進・廃棄物無公害処分確保法』と言う。「製造者の責任は、製品の開発から販売迄に止まらず、廃棄物迄を含む製品ライフサイクル全体に及ぶべきである」との『生産者責任』の思想が表面化して来た事から、92年7月に原案公表以来紆余曲折を経て、94年9月公布、97年9月施行予定である。

内容は、産業・流通業界に対してより厳しいものに

なり、生産工程に於ける廃棄物の発生の予防、廃棄物の発生予防・無公害処理を考慮した製品の設計・製造・販売の実施、これに反する製品の販売制限・禁止、廃棄物の回収条件表示・引取り・回収の義務等の規定が含まれる。又、回収廃棄物には、マテリアル又はサーマルリサイクルが要求され、技術的に可能でコスト的にも棄却処分費と大差が無い場合はリサイクルが強制される。尚、サーマルリサイクルは、発生熱量が11,000kj/kg以上、燃焼効率75%以上等の4条件を満足する場合は認められる様に成った。

尚、ドイツでは上記包装材のほかに、『自動車リサイクル規制令』・『電気・電子機器リサイクル規制令』等が施行される予定で、審議が進められている。

##### 4.3 フランスの包装材リサイクル規制令

フランスでも、包装廃棄物に関してドイツと同様の趣旨の規制令が、若干遅れて92年4月に公布、93年1月に施行された。但し、①廃棄物の収集・選別は従来の行政のシステムが担当、②リサイクル方法にサーマルリサイクルを許容、③特定の回収目標は設定しない等の差異があるが、事業者によりEco-Emballages社が設立され、一切の業務を受託・代行している。但し、フランスの場合、未だ具体的な実績を論ずる段階には至っていない。

#### 5. 今後の課題

##### 5.1 リサイクルコストの負担の方法

現在日本が包装廃棄物問題で採ろうとしているシステムは、フランス方式と類似で、既存の制度を温存しつつ『事業者』にリサイクルコスト分担を求めたものと言える。建前上本コストは商品価格に転嫁され、消費者が負担する仕組みではあるが、現実には事業者が一旦拠出せざるを得ないと思われる。又その事業者も、多数の関係者の集まりであり、法律に書かれた通りコストがスムーズに個々に配賦されるかは、今後の包装容器リサイクル法政条例の施行・運用如何に掛っている。ここで、身近なペット（PET）ボトルを例に、本コストの大きさを概念を掴んでみたい。現在のボトル用PETレジンの市場は約180KT/Yであるが、レジン1KT/Yを消費する飲料水販売事業を想定する。

PETレジンメーカー売上高250M¥/Y（@250¥/kg）  
PETボトルメーカー売上高770M¥/Y  
（1.5Lボトル、レジン65g/本、  
ボトル15.4M本、@50¥/本）  
飲料水メーカー売上高 1,850M¥/Y（@120¥/本）

飲料水小売店売上高 3,080M¥/Y (@200¥/本)  
 家庭分別排出コスト 0 M¥/Y (無償)  
 自治体分別収集コスト 9 M¥/Y

(分別回収率30%, 収集費: 東京都並みを想定  
 30¥/kg)

自治体一括収集・焼却コスト32M¥/Y

(回収率70%, 収集費・焼却費: 東京都並みを  
 想定各30・15¥/kg)

再商品化委託コスト 22M/Y

(通産省試算1.4¥/本, 15.4M本分)

即ち, 飲料水(売上19億円)・ボトルメーカー(売上  
 8億円)が, 当面再商品化委託コスト0.2億円を負担  
 する仕組みである。尚, 現状の再商品化コストの実態  
 は, 試算値の3倍程度と言われている。

## 5.2 廃棄物に対する生産者の責任

所で, 廃棄物政策が議論される中で, 「廃棄物と成  
 った財に対して, 生産者はどこ迄責任を持つべきか」  
 のいわゆる『生産者責任』に就いて, 現在多々の概念  
 が混在している状況にある。地球環境に配慮しながら  
 如何に国際競争力を維持していくかの観点からも, 長  
 期的に見て本概念が国際的に整理され整合性を得て来  
 る必要がある。

かかる概念としては, 現在下記のもの分類<sup>3)</sup>され  
 る。①所有に基づく生産者責任: リース・レンタルの

場合で, 消費者は使用権のみを持ち, 所有権を持つ生  
 産者が廃棄物の全回収責任を持つ。デポジット制度は  
 これの変型である。②テイクバック (Take Back):  
 ドイツの包装廃棄物引取りを生産者に義務付けた場合  
 で, リサイクルの民間事業化を進め, 廃棄物処理は自  
 治体事業として並存させる。③シェアード・リスポン  
 シビリティ (Shared Responsibility): フランス・  
 日本の包装廃棄物のリサイクル責任を生産者に分担さ  
 せた場合で, 廃棄物処理の一端のリサイクル支援のた  
 めの費用負担を求める。④ライアビリティ (Liability):  
 アメリカのスーパーファンド法の場合で, 廃棄物の処  
 理に迄生産者責任を拡大したものである。

いずれにしても廃棄物政策は, 当初の規制政策(後  
 始末的な処理), 次いで経済的インセンティブ政策  
 (発生の抑制・グリーンビジネスへの期待)と摸索を  
 してきて, 今「外部費用の経済への内部化」する手段  
 として『生産者責任』政策がクローズアップしてきた  
 訳で, 今後環境が経済に優先する社会に於ける産業政  
 策の在り方を, 改めて議論する必要がある。

## 参 考 文 献

- 1) 平岡正勝: 化学工学, 55巻, 1号(1991), 2
- 2) 厚生省: 全国産業廃棄物排出・処理状況調査, 日本の廃  
 棄物処理
- 3) 郡嶋孝: 産業と環境, 11号(1995), 24~31

協賛行事ごあんない

## 「第2回 エコバランス国際会議」について

〔主 催〕 (株)未踏科学技術協会, (株)環境情報科学セン  
 ター, (株)産業環境管理協会

〔主 管〕 エコマテリアル研究会 他

〔後援(予定)〕 科学技術庁, 環境庁, 通商産業省

〔日 時〕 平成8年11月18日(月)~20日(水)

〔場 所〕 工業技術院つくば研究センター  
 (茨城県つくば市東1-1-4)

〔言 語〕 英語及び日本語(日英同時通訳有り)

〔登録料〕 9/30以前 30,000円(会員)

40,000円(一般)

10/1以降 40,000円(会員)

50,000円(一般)

〔事務局〕 (株)未踏科学技術協会

東京都港区虎ノ門1-2-8 琴平会館ビル  
 3F

TEL03-3503-4681, FAX03-3957-0535